

都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法(海面のみ)

☆ 釣り等の遊漁では、この一覧表で示された漁具・漁法以外の方法を使用することはできません。

例えば、「やす」、「徒手採捕」は一覧表にあるので使用できますが、「潜水器(簡易潜水器を含む)」や「水中銃」は一覧表にはないので使えません。

そのため、「潜水器(簡易潜水器)」を使い「やす」や「徒手採捕」で水産動植物を採捕することはできません。

☆ また、この一覧表で使用可能となっている漁具・漁法であっても、使用できる海域、漁具の大きさや個数等が制限されている場合があります。特に、まき餌釣りや灯火の利用等については注意が必要です。

必ず、各都道府県の水産担当部局に詳細を確認するようにしてください。

「遊漁の部屋」のトップページに各都道府県の遊漁に係るお問い合わせ窓口を掲載しています。また、各都道府県のホームページの遊漁に関するページにジャンプすることもできます。

○使用可能 ●集魚灯、火光、照明器具の使用禁止 △船舶の使用禁止 ※まき餌釣禁止 ▲船舶を使用してのまき餌釣禁止

平成28年11月30日 現在

都道府県	手釣り・竿釣	ひき縄釣 (トローリング)	たも網	さで網	投網	やす (もり類を除く) 注1	は具	徒手採捕
北海道	○		○ 注2					○
青森県 注3	○		○	○	○	○ 注4	○	○ 注5
岩手県	○		○	○	△		○ 注6	○
宮城県	○		○	○	○	○	○	○
秋田県	○※		○	○	△	○	○	○
山形県	○		○	○		△		○
福島県	○		○	○	△	○	○	○
茨城県(海面)	●※		●	●	● △	●	● 注7	●
茨城県 (霞ヶ浦北浦) 注5	●※		●△	●△	●△	●△	●△	●
千葉県	●		●	●	● △			● 注8
東京都	●※	● 注9	●	●	● △	● 注4	● 注29	●
神奈川県	○		○	○	○	○ 注4 注10	○ 注11	○
新潟県	○		○	○	△	○	○	○

富山県	○		○	○	△	○		○
石川県	○		○	○	△	○	○	○
福井県	○※		○	○	△	○	○	●
静岡県 注12	○注13	○注9	●注36	●注36	△	●注4注14 注36	○注15	○
愛知県 注16	○		●		○	○	○	○
三重県	○		○	○	△	●	●注30	○
滋賀県 注5注17	○	○注18	○	○	△	○注4注19		○注20
京都府	○		○	○	△	○注4	○	○
大阪府	○		○	○	○	○	○	○
兵庫県	○▲		●注21	●注21	●△			○
和歌山県	○	○注9注31	○	○	△		○	○
鳥取県	○		○	○	○	○	○	○
島根県	○▲注22		○	○	△	○注4	○	○
岡山県 注23	●▲		△		△	○注4	○	○注32
広島県	●▲		●△	●△	●△	●注4	●	●
山口県	○		○	○	△	○	○	○
徳島県	○		●	●	○	●	●	○
香川県	●▲注24		●	●	●△	●△注4	●△	●
愛媛県	○▲		●	●	△	●注4	○	○
高知県	○		●	●	○	●注4	○	○
福岡県 注33	○注26		●	●	△	●注4	○	○
佐賀県 注25	○注34		○	○	△	●注4	○	●
長崎県	○	○注9	○		○	○	○	○
熊本県	●		●	●	●△	●注4	●	●
大分県 注27	○		○注35	○注35	△	○注4注28	○	○
宮崎県	○		○	○	△	●△	△	○

鹿児島県	○		○	○	△	○	○	○
沖縄県	●	○	○	○	△	○ 注4 注5	○	○

- 注1 「やす」とは、目的物を突き刺して採捕する漁具の一種で、漁獲物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って目的物を突き刺すものをいいます。投射して目的物を突き刺す「もり類」は含まれません。
- 注2 網口及び網の長さの最長部が 40cm 未満のものに限る。
- 注3 このほか、四つ手網が使用できる。
- 注4 発射装置を有するもの、ゴム又はばね等により発射するもの、水中銃によるものは禁止。
- 注5 潜水器(簡易潜水器を含む)の使用禁止。
- 注6 柄の長さ 50cm 以内のくまでに限る。
- 注7 幅 20cm 未満、爪の長さ 5cm 未満、柄の長さ 50cm 未満のもので網をつけないものに限る。
- 注8 貝類徒歩掘(まんが及び貝まきを使用するものを除く)及び藻類。
- 注9 海区漁業調整委員会の承認を受けた場合に限り使用可能。
- 注10 夜間禁止、水中眼鏡の使用禁止。
- 注11 いそがねは夜間禁止。水中眼鏡の使用禁止。くまでは幅が 15cm 以下のものに限る。
- 注12 潜水器漁業の許可を受けて行う場合を除き、潜水器(簡易潜水器)を使用する漁法は禁止。
- 注13 から釣は禁止。
- 注14 水中眼鏡の使用禁止。
- 注15 「は具」は火光又は水中眼鏡の使用禁止。くまでは幅が 15cm 以下のものに限る。
- 注16 このほか、四つ手網(3m平方)未満の網に限る)、動力を利用しない瀬干し漁法が使用できる。
- 注17 このほか、竹筒、もんどり、たつべ、うえ(以上、河川等に限る)、押網(5月1日～7月31日までは夜間の使用禁止)、搔網、(貝搔網を除く)、採藻具、置針が使用できる。
- 注18 琵琶湖及び内湖等に限る。海区漁業調整委員会への届け出必要。
- 注19 5月1日～7月31日は夜間の使用禁止。
- 注20 イケチヨウガイの採捕を除く。
- 注21 漁船登録された動力漁船以外の動力船による使用は禁止。
- 注22 規則で定められた海域に限り、船舶(ゴムボート、手こぎボートを含む)を利用してのまき餌釣りは禁止。
- 注23 このほか、せん(口径 15cm、長さ 90cm 未満のものに限る)が使用できる。
- 注24 船舶を使用するマダコ釣りは禁止。
- 注25 有明海においては集魚灯の利用は禁止。
- 注26 集魚灯を利用する場合は電球 10kW 以下。
- 注27 干潟では火光を利用する漁法は禁止。
- 注28 瀬戸内海では火光の利用禁止。
- 注29 貝まきを除く。
- 注30 じょれんを除く。
- 注31 西牟婁郡白浜町市江崎灯台中心点から南西の線以北の和歌山県地先海面においてするものを除く。
- 注32 歩行徒手採捕のみ可能(素潜りなどでの採捕は禁止)。
- 注33 有明海においては集魚灯の利用は禁止。筑前海の干潟及び豊前海の干潟においては照明の利用は禁止。
- 注34 松浦海区漁業調整委員会指示により禁止区域あり。
- 注35 さより又はしらうおの採捕に使用する場合は禁止。
- 注36 火光を使用する場合は、海区漁業調整委員会の承認が必要。